



特定同族会社の 留保金課税について②



「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「留保金課税の具体的な計算方法」について解説します。

税理士
平井 满広

- 掲載テーマ**
- ① 受取配当等の益金不算入とは
 - ② 外貨取引について
 - ③ 出張料日当や海外差旅費等の取扱い
 - ④ 生命保険料の取扱い
 - ⑤ 特定同族会社の留保金課税について①
 - ⑥ 特定同族会社の留保金課税について②

課税留保金額の計算

留保金課税は過度な内部留保

を抑制するため特別に課される税

金です。課税対象となる金額は

「その事業年度の所得金額」に一

定の調整をした内部留保の金額

〔課税留保金額〕といいます)で

す(国表参照)。

「課税留保金額」は、算式1の

とおりです。

- ・収用等の場合の特別控除額(加算)等
- ・「所得等の金額」から「社外流出額」を引いた金額を「留保所得金額」といいます。
- ・「社外流出額」の主な項目は、次のとおりです。
 - ・収用等の場合の特別控除額(加算)等
 - ・「所得等の金額」から「社外流出額」を引いた金額を「留保所得金額」といいます。

- ① 所得等の金額
- ・「所得等の金額」は「その事業年度の所得金額」に一定の加算等をして求めます。主な加算等項目は、次のとおりです。
 - ・受取配当等の益金不算入額(加算)
 - ・還付金等の益金不算入額(加算)
 - ・欠損金の当期控除額(加算)

- ② 社外流出額と留保所得金額
- ・「社外流出額」の主な項目は、次のとおりです。
 - ・社外流出額を引いた金額を「留保所得金額」といいます。

- ③ 当期法人税額等と当期留保金額
- ・「留保所得金額」から「当期法人税額」「当期地方法人税額」「当期住民税額」を引いた金額を「当期留保金額」といいます。各項目の概要は、次のとおりです:

- ① 当期法人税額
- ・当期に係る法人税額(試験研究費の特別控除等前月30日までの開始事業年度:法人税額×16・3%)

- ② 当期地方法人税額
- ・令和元年10月1日以後開始事業年度:法人税額×10・4%

- ③ 当期住民税額
- ・平成26年10月1日より令和元年9月30日までの開始事業年度:法人税額×16・3%

- ④ 留保控除額と課税留保金額
- ・「当期留保金額」から「留保控除額」を控除した金額を「課税留保金額」といいます。

- ⑤ 課税留保金額に対する税額の計算
- ・課税留保金額に対する税額は、資本金の額等×25・100・利息積立金額:利息積立金額がマイナスのときは加算します。

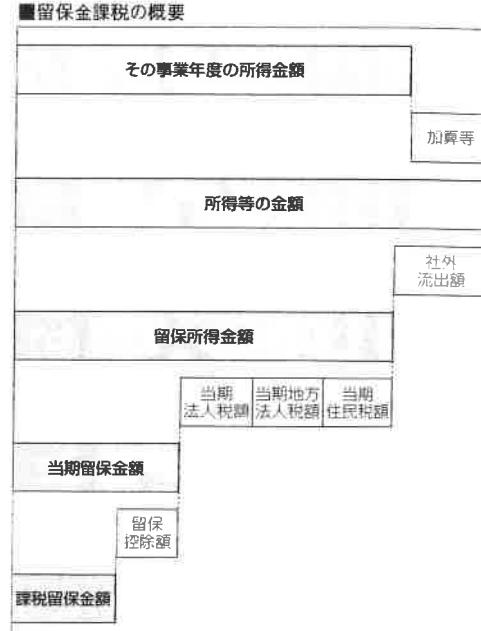
- ⑥ 所得基準額
- ・所得等の金額×40%:所得等の金額は①と同額となります。

- ⑦ 定額基準額
- ・年2・000万円×事業年度の月数/12:1月末満は、1月とします。

下の金額:15%
・年1億円超の金額:20%
なお、課税留保金額に対する税額は、地方法人税の課税対象となります。

たとえば、前記の税額が100万円だった場合、課税留保金額に係る地方法人税額(税率4・4%)によって4万4,000円が加算されます。

留保金課税のケーススタディ
事例で考えてみましょう。



算式1 課税留保金額の計算

$$\text{課税留保金額} = \text{所得等の金額} - \text{社外流出額} - \text{当期法人税額等} - \text{留保控除額}$$

算式2 課税留保金額に対する税額の計算

$$\text{税額} = \text{課税留保金額} \times \text{特別税率}$$

ひらい
みつひろ
平井会計事務所は、「会計を運営していく人を幸せにする」という想いで、少しずつでも社会貢献活動を行っている。

税額	(1) 所得等の金額	(2) 留保所得金額	(3) 当期留保金額	(4) 留保控除額	(5) 課税留保金額	(6) 課税留保金額の税額	(7) 課税留保金額に係る地方法人税額
4 円	10,9万6,000円(千円未満切捨) × 4・4% = 4,8,22 円	10% = 10,9万6,9,000円(千円未満切捨)	1,096万9,000円 × 40% = 2,16万9,200円	0万円 × 25% = 1億円 × 0	3,216万9,200円	3,216万9,200円 × 40% = 1,20万円	3,216万9,200円
				最大額 : 2,120万円	3% = 3,216万9,200円	3% = 3,216万9,200円 × 40% = 1,20万円	3% = 3,216万9,200円
				積立金基準額 1億5,000万円	9,000円(千円未満切捨)	9,000円(千円未満切捨) × 40% = 3,600円	9,000円(千円未満切捨)
					1,096万9,000円	1,096万9,000円 × 40% = 4,384,000円	1,096万9,000円